

令和7年度日高市青少年の主張大会開催要領

1 趣 旨

青少年が生活の中で日ごろ考えていることを作文にして発表することにより、広い視野で物事を考える力を養うとともに自分自身を見つめ直す機会とする。

また、市民の青少年に対する理解を深め青少年健全育成を推進する契機とする。

2 主 催

日高市・日高市教育委員会・青少年育成日高市民会議

3 後 援

日高市小中学校校長会・日高市PTA連合会・各地区青少年健全育成の会
各地区地域学校協働本部・埼玉県立日高高等学校・埼玉女子短期大学
文化新聞(株)

4 大 会

(1) 日 時 令和7年11月16日(日曜日) 午後1時～4時

① 青少年の主張大会・発表

② 審査

③ 審査結果発表及び表彰式

(2) 会 場 日高市総合福祉センター「高麗の郷」 研修室

(3) 各部門及び発表者数

・小学生の部（4～6年生）6名（※義務教育学校前期課程を含む）

・中学生の部 6名（※義務教育学校後期課程を含む）

・高校生・一般の部（中学校・義務教育学校卒業後3年以内の人）6名

(4) 作文原稿量及び意見発表時間

400字詰め原稿用紙4枚程度、5分間程度で意見発表

(5) テーマ

将来に向けて考えていること、日常生活や学校生活の中で感じていることやチャレンジしていること、身近なことや日本・世界の問題などについて思っていること、自分が取り組んでいきたいことなどをテーマとします。

＜テーマ例＞

① 家族（家族のきずな、お手伝い、家庭での出来事など）

② 友達（仲間、友情など）

③ 将来の夢（スポーツ・芸術、あこがれの職業や未来の自分の姿など）

④ 学校（勉強、部活動、今チャレンジしていること、学校での出来事など）

⑤ 社会（日高市のこと、仕事、ボランティアや福祉、平和や国際協力、スマートフォンやインターネットの利用のことなど）

⑥ 環境（地球、自然、動植物、エネルギーなど）

5 募集方法 別添の令和7年度青少年の主張大会作文応募方法のとおり

6 大会発表者の選出方法及び意見発表の審査

(1) 大会発表者の選出方法

第一次審査として作文審査により、各部門からそれぞれ6名を選出します。

(2) 意見発表の審査

第二次審査として大会発表者の意見発表を審査します。第一次審査での作文に基づき、発表内容（表現力、共感度、言葉の明確度など）を審査します。

(3) 審査委員

審査委員は学識経験者、青少年行政及び青少年関係団体関係者に委嘱します。

(4) 審査結果により、各部門で以下の賞を決定し、賞状及び副賞を贈呈します。

各 賞	小学生の部	中学生の部	高校生・一般の部
日 高 市 長 賞	1 名	1 名	1 名
日 高 市 議 会 議 長 賞	1 名	1 名	1 名
日高市教育委員会教育長賞	1 名	1 名	1 名
青少年育成日高市民会議会長賞	1 名	1 名	1 名
埼 玉 女 子 短 期 大 学 賞	1 名	1 名	1 名
文 化 新 聞 賞	1 名	1 名	1 名

※ 副賞：図書カード 市長賞3,000円 その他の賞1,000円

7 応募期限及び応募先

令和7年9月5日(金) (必着)

(市内各校の在学者は、8月29日(金)までに学校へ提出)

㊤:武蔵台小中は9月2日(火)までに学校へ提出

青少年育成日高市民会議事務局（日高市教育委員会生涯学習課内）

〒350-1292 日高市大字南平沢1020番地 電話042-989-2111

8 その他

(1) 応募作文は未発表のものに限ります。また、応募作文は返却しません。

(2) 応募者全員に参加賞を贈呈します。

(3) 発表者のリハーサルを令和7年11月9日(日)に行います。

(4) 第一次審査（作文審査）の結果は、令和7年10月中旬頃に発表し、市内各校の在学者は各学校長、それ以外の方は直接本人あてに郵送で通知します。

(5) 優秀作文は青少年育成日高市民会議推薦として、次年度行われる埼玉県主催の「少年の主張埼玉県大会」へ応募させていただきます。ただし、中学3年生及び義務教育学校9年生、高校3年生の作文は対象外となります。

(6) 各賞受賞作文の著作権は主催者に帰属します。

(7) 大会における発表の作文、写真等は主催者が広報活動のために使用します。

(8) 大会終了後、作品集を編集作成し、学校や関係機関等に配布します。

令和7年度日高市青少年の主張大会作文応募方法

1 テーマ

将来に向けて考えていること、日常生活や学校生活の中で感じていることやチャレンジしていること、身近なことや日本・世界の問題などについて思っていること、自分に取り組んでいきたいことなど。（テーマ例①～⑥）

- ① 家族（家族のきずな、お手伝い、家庭での出来事など）
- ② 友達（仲間、友情など）
- ③ 将来の夢（スポーツ・芸術、あこがれの職業や未来の自分の姿など）
- ④ 学校（勉強、部活動、今チャレンジしていること、学校での出来事など）
- ⑤ 社会（日高市のこと、仕事、ボランティアや福祉、平和や国際協力、スマートフォンやインターネットの利用のことなど）
- ⑥ 環境（地球、自然、動植物、エネルギーなど）

2 応募資格 市内在住・在学の小学4年生から中学生、義務教育学校4年生から9年生、高校生（中学校・義務教育学校卒業後3年以内の人）

3 原稿量 400字詰め原稿用紙4枚程度、5分間程度で意見発表できる内容

4 応募方法

- （1）市内各校の在学者は、学校へ提出してください。
- （2）市内各校以外の方は、連絡先を明記のうえ、直接事務局へ提出してください。
- （3）応募作文には、「題名」「学校名」「学年」「氏名（ふりがな）」を明記してください。
- （4）応募作文は、ホチキス止めをせず提出してください。

5 応募期限及び応募先

- （1）応募期限 **令和7年9月5日（金）（必着）**
※市内各校の在学者は、8月29日（金）までに学校へ提出してください。
㊟：武蔵台小中は9月2日（火）までに学校へ提出
- （2）応募先 青少年育成日高市民会議事務局（日高市教育委員会生涯学習課内）
〒350-1292 日高市大字南平沢1020番地 電話042-989-2111

6 発表者及び大会発表日

- （1）第一次審査として作文審査により、応募者の中から小学生の部、中学生の部、高校生・一般の部の各部門からそれぞれ6名の大会発表者を選出します。
- （2）第一次審査（作文審査）の結果は、令和7年10月中旬頃に発表し、市内各校の在学者は各学校長、それ以外の方は直接本人あて郵送で通知します。
- （3）大会発表日は、**令和7年11月16日（日）**です。

7 各賞選考及び副賞等

- （1）意見発表の後、審査により各賞を決定します。
- （2）各賞には賞状のほか、副賞として図書カードを、応募者全員に参加賞を贈呈します。

8 その他

- （1）応募作文は一人一点で未発表のものに限ります。また、応募作文は返却しません。
- （2）発表者は、令和7年11月9日（日）にリハーサルを行います。
- （3）優秀作文は、青少年育成日高市民会議の推薦として、次年度に行われる埼玉県主催「少年の主張埼玉県大会」へ応募させていただきます。ただし、中学3年生及び義務教育学校9年生、高校3年生の作文は推薦対象外となります。
- （4）各賞受賞作文の著作権は主催者に帰属します。
- （5）大会における発表の作文、写真等は主催者が広報活動のために使用します。